

奨学金返還のしおり

1 返還方法及び口座振替日について

(1) 返還方法

指定預金口座からの口座振替

(2) 口座振替日【選択する返還方法により異なります。口座残高に注意してください。】

◆年 賦（年1回返還）…………… 毎年12月27日

◆半年賦（年2回返還）……………前期 毎年 8月27日
後期 毎年12月27日

◆月 賦 …………… 毎月27日

※口座振替日が金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日になります。

(3) 振替手数料

本財団が負担します。

(4) 延滞金

正当な理由がなく奨学金の返還を怠ると延滞金（年10.75%）が賦課されます。

2 領収書について

本財団では、返還金の入金があった際に領収書を発行しません。口座振替の際には、通帳に本財団の名前が表示されます（銀行によっては、「ダイヤモンドファクター」と表示されることもあります）。

3 届出事項について

次の事項に該当したときは、速やかに所定の手続きにて届け出てください。

(1) 住所・氏名・職業・連帯保証人等を変更したとき

直ちに本財団宛てに届け出てください。特に住所を変更する場合は速やかに届け出てください。（ハガキ・電話・FAX・Eメールでも可）

(2) 振替口座の変更を希望するとき

再度「預金口座振替依頼書」が必要となりますので、事務局まで連絡してください。なお、変更完了まで4か月程度かかることがあるため、早めに提出してください。

(3) 返還猶予を希望するとき

大学院に進学したとき、災害又は傷病によって返還が困難になったとき等で返還の猶予を希望する場合は、その事由を証明する書類を添えて「奨学金返還猶予願」を提出してください。審査の結果、承認された場合に返還が猶予されます。



公益財団法人長岡市米百俵財団 事務局
(長岡市教育委員会教育総務課内)

〒940-0084 長岡市幸町2丁目1番1号

TEL(0258)39-2238 FAX(0258)39-2271

E-mail:kyoso@kome100.ne.jp URL:https://kome100.or.jp